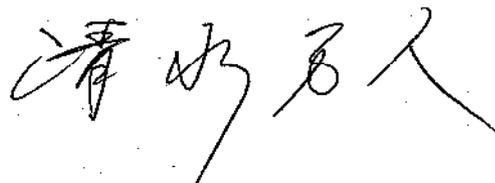


さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3 月16日

さいたま市長

A handwritten signature in black ink, appearing to read '清水 石人' (Shirohiko), written in a cursive style.

さいたま市条例第4号

さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例

さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 ア 一般職員（イに掲げる職員を除く。） <u>6</u> <u>296人</u> イ [略] (2) 議会の事務部局の職員 <u>37人</u> (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>15人</u> (4) 人事委員会の事務部局の職員 <u>16人</u> (5) 監査委員の事務部局の職員 <u>20人</u> (6) 農業委員会の事務部局の職員 <u>21人</u> (7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>1,038人</u> (8) 消防職員 <u>1,502人</u> (9) 水道事業管理者の事務部局の職員 <u>413人</u> 2・3 [略]	(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 ア 一般職員（イに掲げる職員を除く。） <u>5</u> <u>980人</u> イ [略] (2) 議会の事務部局の職員 <u>35人</u> (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>14人</u> (4) 人事委員会の事務部局の職員 <u>13人</u> (5) 監査委員の事務部局の職員 <u>19人</u> (6) 農業委員会の事務部局の職員 <u>20人</u> (7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>977人</u> (8) 消防職員 <u>1,393人</u> (9) 水道事業管理者の事務部局の職員 <u>384人</u> 2・3 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。